

**「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定
検証結果(ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証)」
(案)に寄せられた意見及びそれに対する考え方**

**2012年5月
総務省
総合通信基盤局**

**「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る
取組状況等に関する検証)」(案)に対する意見提出者の一覧**

(受付順、敬称略)

意見提出者(計7件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年3月 19 日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
2	平成 24 年3月 19 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	大竹 伸一
3	平成 24 年3月 19 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	江部 努
4	平成 24 年3月 19 日	日本電信電話株式会社	代表取締役社長	三浦 惺
5	平成 24 年3月 19 日	社団法人日本ケーブルテレビ連盟	理事長	西條 温
6	平成 24 年3月 19 日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
7	平成 24 年3月 19 日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果(ブロードバンド普及促進に係る 取組状況等に関する検証)(案)に対する意見及びそれに対する考え方

1. 「2 今回の検証プロセス」に対する意見

意 見	考 え 方
意見1-1 「これまでの取組みが十分であったかどうか」また「将来的に成果が見込めるかどうか」、「施策としての新たな対応が必要かどうか」などが明確になる検証内容としていただくことが必要。	考え方1-1
<p>■ ①ブロードバンド普及状況、②関係主体の取組み共に暫定的な検証とはいえ、データの整理、政策インデックスに留まっているため、ブロードバンド普及促進の目的にそって、「これまでの取組みが十分であったかどうか」また「将来的に成果が見込めるかどうか」、「施策としての新たな対応が必要かどうか」などが明確になる検証内容としていただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 本制度は、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」(以下「基本方針」という。)及び「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」についての情報通信審議会答申(平成23年12月20日)(以下「ブロードバンド答申」という。)を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものである。</p> <p>2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的検証に当たっては、御指摘のような点についての分析を行うことが必要となることが考えられるが、この点を念頭に置きつつ本制度の運用を行っていく予定である。</p>
意見1-2 単なるデータの羅列や表面的な評価ではなく、本質的な評価を行うとともに追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要。また、分析の結果、関係者において必要とされる措置についてもあらかじめ明確にしておくことが重要。	考え方1-2
<p>■ 本制度のガイドライン(案)に示されているように、本検証の目的が「ブロードバンド普及促進に向けた方策の有効性について確認」することであることを踏まえれば、当該ガイドライン(案)への意見箇所述べたとおり、ブロードバンドの普及状況や関係主体の取組状況の検証に係る定性的事柄や定量的データの羅列、表面的評価では意味がありません。しかしながら、本暫定検証結果案の項目「3 検証結果」の内容を見ても、ほとんどの項目が単なる数値・事象の羅列に留まっており、今回の検証プロセスが事象に対する要因分析や対策の提言等、有効な検証結果を導出可能なレベルには至っていないことが推測されます。</p> <p>従って、上記ガイドライン(案)への意見箇所で前述したとおり、得られた事実や数値的事象の要因や背景等进行分析することにより、現状の取組等、実情に対する本質的な評価を行うと</p>	■ 考え方1-1のとおり。

ともに、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要です。また、その意味では、関係者において、十分な検討・議論のプロセスを経た上で、各検証項目に対する年次毎の実施目標や期待する効果、また分析の結果、得られた内容が目標に比して不足とみなされる場合に必要な措置についてもあらかじめ可能な限り明確にしておくことが重要です。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

2. 「3 検証結果」に対する意見

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証

意見	考え方
<p>意見2-1 基盤整備率・利用率、市場環境の分析に当たっては、固定とモバイルのブロードバンド化や技術・プレイヤーの多様化等の市場環境の変化を踏まえて分析すべき。また、利用者料金の検証にあたっては、ユーザが負担する金額をトータルで把握するとともに、禁止行為規制の利用者利便性への影響についても分析すべき。</p>	<p>考え方2-1</p>
<p>■ 暫定検証結果(案)では、ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関して、ブロードバンド基盤の整備率や利用率等の状況が整理されていますが、普及促進対象を固定は世帯、モバイルは個人として両者を二分した上で、超高速ブロードバンドサービスは下り30Mbps以上のサービスに限定し、スマートフォンでも広く利用されている3.5世代携帯電話は除外されています。その結果、超高速ブロードバンドサービスでは、整備率・利用率ともに固定のみ(FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット及びFWA)の実績が示されており、実質的に固定ブロードバンドの普及促進状況を検証するものとなっています。</p> <p>一方で、先般(2012年2月3日)、総務省から『電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(案)』及び『実施細目2011(案)』に対して寄せられた意見及び総務省の考え方が公表されましたが、当社が提出した意見に対して、『光の道』構想については、ご指摘いただくまでもなく、FTTHのみならず無線等も含めて、当省において推進しているところ』であるとの考え方が示されております。</p> <p>情報通信市場では、固定だけではなくモバイルがブロードバンド化しており、さらに、ここ1、2年でのスマートフォン・タブレットPCの普及、それを踏まえたモバイル系アプリケーションサービスの多様化と普及により、ユーザは固定ブロードバンドよりモバイルブロードバンドをより多く選好(需要がシフト)しています(固定0.3億ユーザ、モバイル1.2億ユーザ)。すなわち、パソコンではなくスマートフォン等の端末でインターネット上のコンテンツ・アプリケーションサービスを利用することが増加しており、最も主流な利用形態となってきているのが実態です。</p> <p>このようなユーザの利用実態を踏まえれば、「光の道」構想について、ブロードバンドの普及拡大をFTTHのみならず無線等も含めて推進していくことは当然であり、むしろモバイルを中心としてブロードバンドの普及拡大を図っていくべきであると考えます。</p> <p>なお、諸外国のブロードバンド政策においては、固定ブロードバンドよりもむしろモバイルブロードバンドへの周波数の割当拡大とモバイルインターネットの活用・普及が政策課題の大</p>	<p>■ 本検証においては、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行っている。</p> <p>■ 本検証においては、「関係主体の取組に関する検証」として、未整備地域における基盤の整備に関する取組や公正競争環境の整備に関する取組に加え、ICT利活用の促進に関する取組の項目についても整理している。</p> <p>■ 本制度の運用に関するガイドラインにおいて、関係主体の取組について把握・整理する際、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うとしていることを踏まえ、平成23年度の競争評価において、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象として作業を進めていく際に、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することについて記載している。</p> <p>■ 様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て分析・評価すべきとの御意見については、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者を対象として契約数・市場シェア・市場集中度や料金について定点観測することが適当である。</p> <p>■ 累次の公正競争要件や禁止行為規制については、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証に当たって</p>

きな柱となっています。

また、ブロードバンドの普及拡大を図っていくにあたっては、全世帯へのFTTHの普及拡大だけを目標とすることは市場の動きと整合していません。しかしながら、現在、スマートフォン等の利用拡大により急増するトラフィックへの対応として、通信キャリアが対策を講じることはもとより、既に概ね2世帯に1世帯が利用するまでに普及しているFTTH等の固定ブロードバンドの環境を活かし、ユーザが自らのニーズに合わせてモバイルと固定のベストミックスを図ることにより、また、行政・医療・教育等の分野でのICT利活用の促進により、ブロードバンドの普及拡大が進展していくことが望ましいと考えます。

したがって、ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証にあたっては、以下の点を考慮すべきであると考えます。

<整備率・整備率、契約数、市場シェア、市場集中度>

超高速ブロードバンドサービスは、モバイルの場合、最大通信速度が下り30Mbps以上のサービスに限定することは合理的ではなく、現在、スマートフォン等の端末でも広く利用されている3.5世代携帯電話も含めて評価すべきです。

(実際には最大速度で通信が行われることはないため、ユーザは体感する実効の通信速度によってブロードバンドサービスを選択利用していますが、現にユーザは、普及拡大しているスマートフォン等の端末で、3.9世代携帯電話ではなく、3.5世代携帯電話でも、特段問題なくパソコン向けウェブサイトや動画コンテンツ等を見えています。)

また、市場シェアや市場集中度については、前述の通り、固定とモバイルのブロードバンド化やプレイヤーの多様化等により、レイヤを跨った競争が進展しているため、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、ブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て、実質的に競争が制限されているか等について分析・評価すべきです。

(CATVも、地上デジタル放送の再送信への対応等のため、同軸やHFCからFTTB等へ設備構成を変化させていることから、光ファイバという物理媒体に着目すれば、FTTHと切り分けて考える必要はありません。なお、KDDI殿は、光サービスを自前設備及びNTT東西の設備利用で推進されるとともに、CATV事業を展開しています。)

なお、あわせて、インターネットとブロードバンドの普及に伴うコンテンツ・アプリケーションサービスプロバイダの拡大といった技術や市場の構造変化を踏まえて、従前からの規制・政策がユーザの利便性や事業の効率性の向上を損なっていないか等についても分析・評価すべきです。

(例：電気通信キャリアによる電話サービスが主だった時代に導入された累次の公正競争条件や業務範囲規制等)

は、御指摘のような利用者利便や事業の効率性等を踏まえた分析を行うことが必要となることが考えられるが、この点を念頭に置きつつ本制度の運用を行っていく予定である。

- コンテンツ・アプリケーションや端末等も含めたユーザの負担金額に関する分析・評価については、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。

<利用者料金>

利用者料金については、先述の通り、固定とモバイルのブロードバンド化やプレイヤーの多様化等により、レイヤを跨った競争が進展しているため、電気通信キャリアが提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体を見て、ユーザが負担する金額をトータルで把握し、その内訳等について分析・評価すべきです。

また、禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを組み合わせたセット割引を提供しています。しかしながら、NTTドコモやNTT東西は、現在、禁止行為規制の適用対象となっているため、「差別的取扱いの禁止」の規制により、ある特定の電気通信キャリアと提携して、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあることについて、分析・評価すべきです。

(なお、NTT東西は、インターネット未利用や低利用ユーザ向けに、二段階定額制の「フレッツ光ライト」や複数年の継続利用を前提とした割引サービスを提供し、NTT東日本では、料金支払いにも充当可能なポイントプログラムの導入やMVNO等と連携して「フレッツ光」とモバイルデータ通信のセット販売を行う等、料金の低廉化、メニューの多様化による利用しやすい料金の充実を図っています。

また、NTTドコモは、LTEサービス「Xi(クロスィ)」の普及促進によるブロードバンド利用環境の充実やXi対応のスマートフォンを中心とした更なる端末ラインナップの充実、「dメニュー」や「dマーケット」などユーザデバイスの多様化に対応したサービスの拡充やプラットフォーム機能の充実等を図っています。また、料金については、直近では、入学、卒業の時期を捉えた学生の早期囲い込み策としての「応援学割2012」、Xiへの移行を促進する「Xiスタートキャンペーン2」、ユーザの端末複数台利用を促進する「Xi²割」等、ユーザに使いやすい様々な料金メニューを提供しています。)

(別添資料参照)

別添資料 目次

1. ブロードバンド普及促進のための公正競争 レビュー制度の運用に関するガイドライン(案)	2. 暫定検証結果(案)
・情報通信市場のパラダイムシフト	2-1. ユーザのサービス利用動向等
・多様なプレイヤーが通信サービスを提供	・ユーザはデバイスやアプリケーションを選択
・通話やメールもアプリケーションプロバイダと競合	・ユーザは多様なデバイスで多様なサービスを利用
・MVNO事業展開の片務性(国際競争力)	・スマートフォンとPCにおけるWebサイトの表示
・韓・英・米は公的分野のICT利活用が進展	・ユーザはモバイル/固定から自由にサービスを選択
・諸外国のブロードバンド利用状況	・ユーザの無線インターネットの利用意向
	・ユーザが今後契約したいインターネット回線
	・緊急通報は約7割がモバイルから
	・東日本大震災における安否確認手段と利用状況
	・就職活動時におけるスマートフォンの活用
	2-2. サービスの契約数動向等
	・世界のモバイル/固定のユーザ数
	・モバイルのみのインターネットユーザ数
	・今後のユーザ数の予測(携帯電話/固定ブロードバンド)
	・今後の市場規模の予測(携帯電話/固定ブロードバンド)
	・スマートフォンの出荷台数がパソコンを上回る
	・移動/固定の契約数推移
	・移動/固定のトラフィック(通信回数)の変化
	・携帯/固定電話事業者の売上高と営業利益率
	2-3. その他
	・米国におけるモバイルブロードバンドの推進
	・諸外国におけるブロードバンドマップ(米国)
	・諸外国におけるブロードバンドマップ(英国)
	・NTTだけが柔軟にサービスを展開できない
	参考資料

2. 暫定検証結果(案)

2-1. ユーザのサービス利用動向等

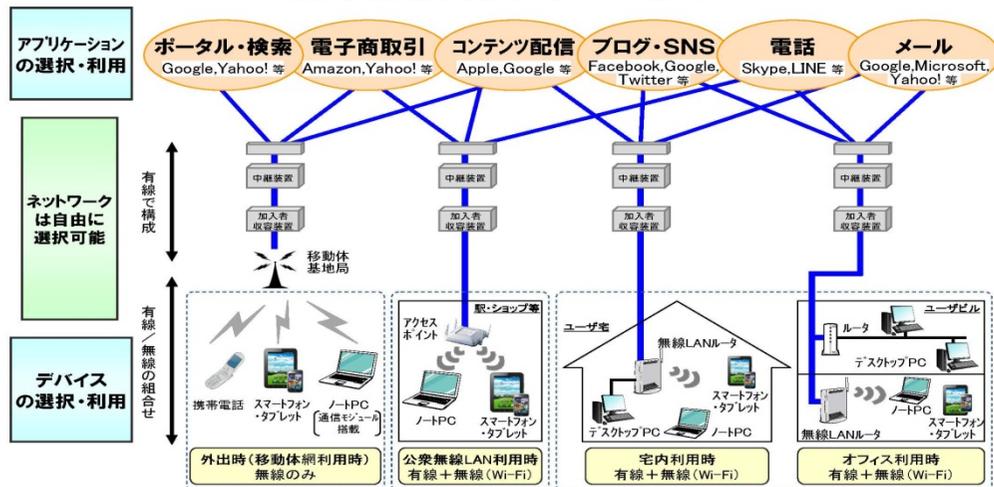
ユーザはデバイスやアプリケーションを選択



9

ユーザは多様なデバイスで多様なサービスを利用

～有線でも無線でもネットワークは自由～



10

スマートフォンとPCにおけるWebサイトの表示

スマートフォンではWebサイトの表示もパソコンと同等

パソコンで表示



スマートフォンで表示



【参考】
フィーチャーフォン
で表示



※当社ホームページ (<http://www.ntt.co.jp>) を表示した場合

11

ユーザはモバイル／固定から自由にサービスを選択

WiMAXの例

WiMAXを2回線同時に使える新サービス

これまでのご利用例	ファミ得パックご利用の場合
UQ Flat 3,880円 UQ Flat 3,880円 + 3,880円 3,880円 7,760円 1回線あたり 3,880円	UQ Flat 3,880円 UQ Flat 2,480円 (2回線同時) + 3,880円 2,480円 6,360円 1回線あたり 3,180円

ADSL並みの月額料金で更にお得に

料金もADSL並み
(速度も最大40Mbps)

自宅での利用を訴求
(固定の代替)

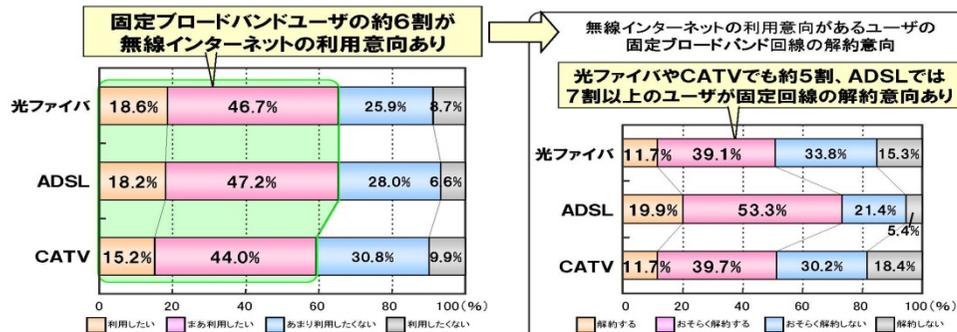


(出典) UQコミュニケーションズ報道発表資料(2011年11月21日)

12

ユーザの無線インターネットの利用意向

無線インターネットの利用意向



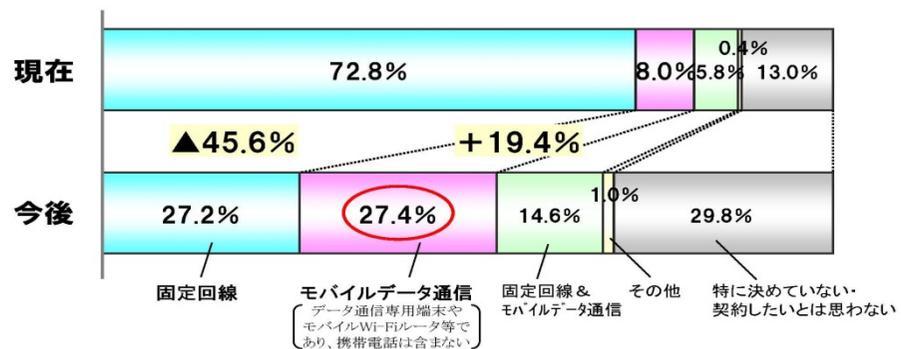
無線インターネットについては以下のサービス概要を提示して質問
 ・通信速度は光ファイバと同程度
 ・接続するためには、携帯電話やデータ通信カード等の専用機器が必要
 ・場所によっては利用できないこともある 等

(出典)株式会社野村総合研究所「ITナビゲーター 2012年度版」

13

ユーザが今後契約したいインターネット回線

「現在契約しているインターネット回線」と「今後契約したいインターネット回線」



2012年春以降に新生活(引っ越し)をはじめめる予定の18歳~40歳の男女を対象に調査(2012年1月)

(出典)株式会社イード「新生活のインターネット環境に関する意識調査」(2012年2月20日)

14

緊急通報は約7割がモバイルから

日本



米国

FCC PUBLIC NOTICE

Federal Communications Commission
445 12th St., S.W.
Washington, D.C. 20554

News Media Information: 202 / 418-0200
Internet: <http://www.fcc.gov>
TTY: 1-888-835-5322

DA 12-311
Released: March 1, 2012

COMMISSION SEEKS COMMENT ON CERTAIN WIRELESS SERVICE INTERRUPTIONS
GN Docket No. 12-52

COMMENT DATE: April 30, 2012
REPLY DATE: May 30, 2012

By this Public Notice, the Federal Communications Commission's (FCC or Commission) Public Safety and Homeland Security Bureau (PSHSB) and Wireless Telecommunications Bureau (WTB) seek comment on concerns and issues related to intentional interruptions of Commercial Mobile Radio Service (CMRS or "wireless service") by government authorities for the purpose of ensuring public safety.

Background

The Commission is dedicated to preserving the availability and openness of communications networks. Wireless communications serve vital fire, expression interests and are critical to our nation's economy. Wireless service has also come to play a central role in ensuring public safety. For example, **about 70% of all 911 calls now originate from wireless phones.**

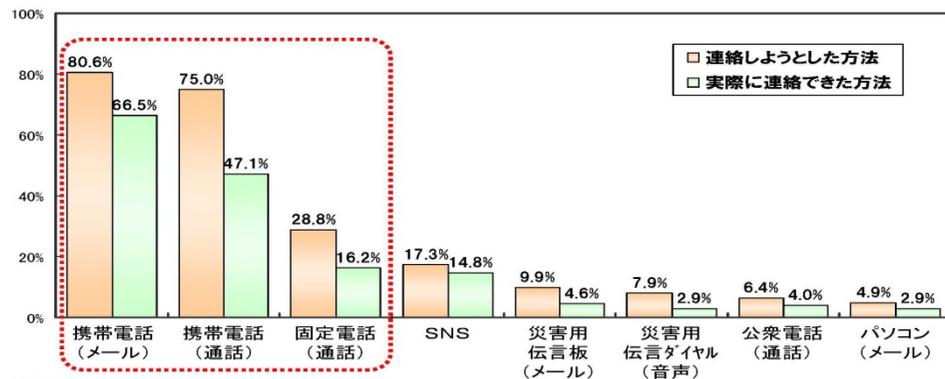
While the important function that wireless service plays in protecting public safety is undisputed, some commentators, including some law enforcement agencies, have expressed concern that wireless networks can be used in ways that put the service could be used to trigger the detonation of violent flash mob have led public authorities wireless service? Last summer, a public safety

※911:アメリカの緊急通報用電話番号(警察・救急・消防)
(出典)2012年3月1日 FCCリリース資料

15

東日本大震災における安否確認手段と利用状況

安否確認で連絡しようとした方法と実際に連絡できた方法【被災地外(全国)】



岩手県、宮城県、福島県、茨城県を除く15～69歳の男女を対象に調査(2011年4月)

(出典)株式会社mediba「震災に関するモバイルリサーチ」(2011年5月12日)

16

就職活動時におけるスマートフォンの活用

就職活動中のマストアイテム

	昨年度就活生		今年度就活生	
1	スマートフォン	54%	スマートフォン	75%
2	携帯電話	49%	携帯電話	36%
3	ノートPC	21%	ノートPC	28%
4	電子辞書	7%	タブレット端末	13%
5	タブレット端末	5%	電子辞書	10%

就職活動時のスマートフォン活用法

	昨年度就活生		今年度就活生	
1	説明会やセミナーのエントリー	61%	業界・企業情報の収集	58%
2	MAP検索	55%	説明会やセミナーのエントリー	52%
3	PCメールの利用	55%	PCメールの利用	44%
4	業界・企業情報の収集	51%	MAP検索	37%

昨年度就職活動を行った大学生、今年度就職活動を行う大学生を対象に調査(2011年11月)

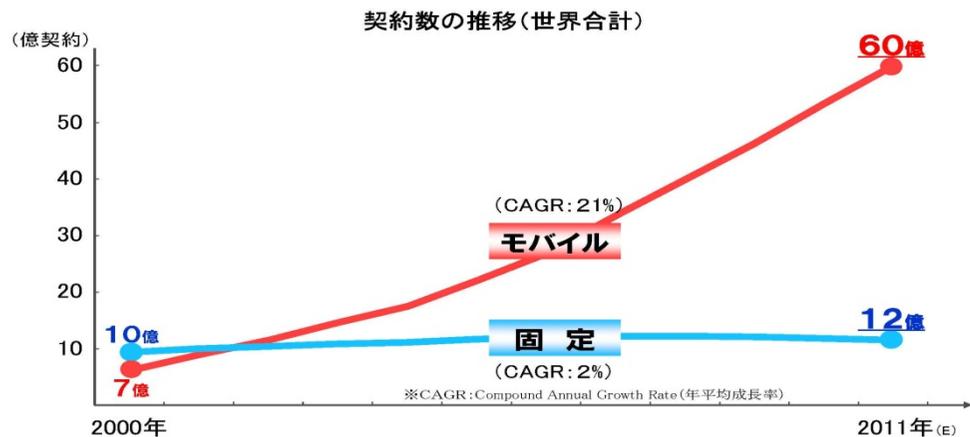
(出典)株式会社オーシャナイズ「2012年度及び2013年度の新卒採用活動における、就活生とスマートフォンに関する意識比較調査」
(2011年11月29日)

17

2-2. サービスの契約数動向等

18

世界のモバイル／固定のユーザ数



(出典)ITU「ICT Data and Statistics」

19

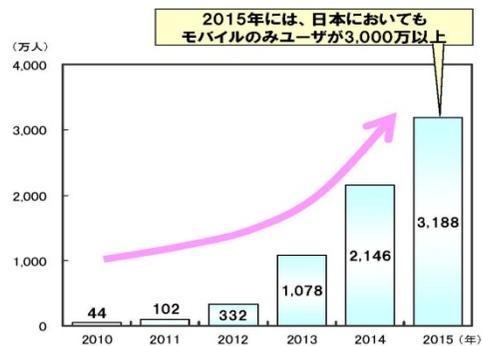
モバイルのみのインターネットユーザ数

世界



(出典)Cisco「Cisco Visual Networking Index: 全世界のモバイルデータトラフィックの予測、2010～2015年アップデート」

日本



(参考) 米IDC社レポート抜粋

By 2015, more U.S. Internet users will access the Internet through mobile devices than through PCs or other wireline devices. ... the number of mobile Internet users will grow by a compound annual growth rate (CAGR) of 16.6% between 2010 and 2015. ... Western Europe and Japan will not be far behind the U.S. in following this trend.

(出典) IDC, [More Mobile Internet Users Than Wireline Users in the U.S. by 2015] (2011年9月12日)

20

今後のユーザ数の予測(携帯電話/固定ブロードバンド)

携帯電話の契約回線数(年度末)



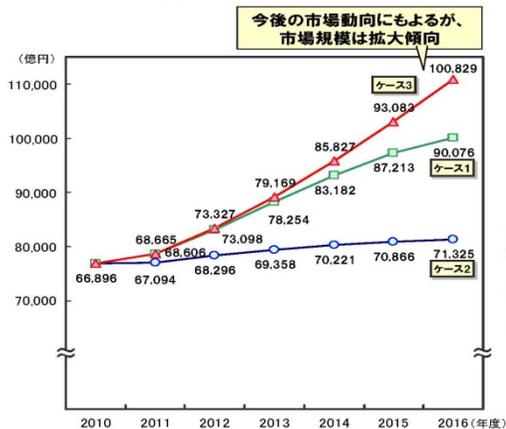
固定ブロードバンド回線の加入件数(年度末)



(出典)株式会社野村総合研究所「ITナビゲーター 2012年度版」

今後の市場規模の予測(携帯電話/固定ブロードバンド)

携帯電話の市場規模



ケース1:ベースシナリオ
 ケース2:無料通話アプリ等により音声ARPUの低減が進んだ場合
 ケース3:LTE等の高速化によりデータARPUの向上が進んだ場合

固定ブロードバンド回線の市場規模



(出典)株式会社野村総合研究所「ITナビゲーター 2012年度版」

スマートフォンの出荷台数がパソコンを上回る

Smart phone shipments overtaking those of client PCs should be seen as a significant milestone.

Worldwide smart phone and client PC shipments
Shipments and growth rates by category, Q4 2011 and full year 2011

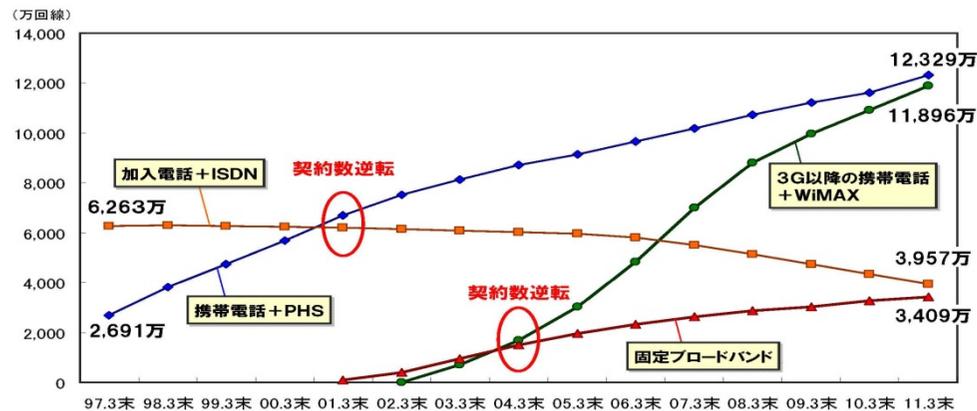
Category	Q4 2011 shipments (millions)	Growth Q4'11/Q4'10	Full year 2011 shipments (millions)	Growth 2011/2010
<u>Smart phones</u>	158.5	56.6%	487.7	62.7%
<u>Total client PCs</u>	120.2	16.3%	414.6	14.8%
- Pads	26.5	186.2%	63.2	274.2%
- Netbooks	6.7	-32.4%	29.4	-25.3%
- Notebooks	57.9	7.3%	209.6	7.5%
- Desktops	29.1	-3.6%	112.4	2.3%

Source: Canals estimates © Canals 2012

(出典) Canals 「Smart phones overtake client PCs in 2011」 (2012年2月3日)

23

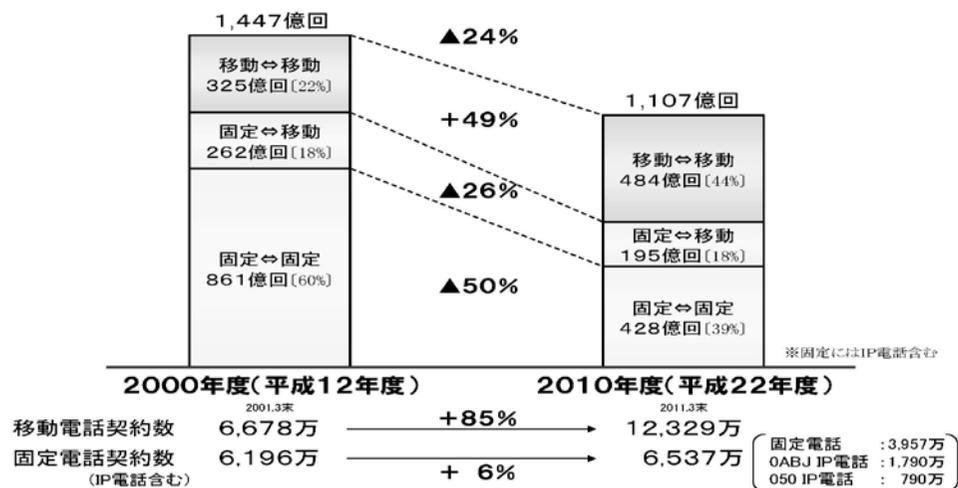
移動／固定の契約数推移



(出典) 総務省「電気通信サービスの加入契約数等の状況」及び「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ」
TCA「携帯電話・PHS契約数」

24

移動／固定のトラフィック(通信回数)の変化



(出典)総務省「トラフィックからみた我が国の通信利用状況(平成12年度、平成22年度)」 25

携帯／固定電話事業者の売上高と営業利益率

		ユーザ数 (2011年12月末)	売上高 (2010年度)	営業利益率 (2010年度)
携帯電話 事業者	NTTドコモ	5,962万 (携帯)	4兆2,243億円	20.0%
	KDDI (モバイル)	3,430万 (携帯) 169万 (WiMAX)	2兆5,907億円	16.9%
	ソフトバンク (モバイル)	2,784万 (携帯) 431万 (PHS)	1兆9,445億円	20.7%
固定電話 事業者	NTT東日本	922万 (光) 121万 (DSL)	1兆9,571億円	3.9%
	NTT西日本	709万 (光) 124万 (DSL)	1兆7,580億円	2.8%
	KDDI (固定)	217万 (光) 68万 (DSL)	8,973億円	2.7%
	ソフトバンク (固定※1)	144万 (光※2) 274万 (DSL)	5,466億円	14.8%

※1 固定通信用事業とブロードバンド・インフラ事業の合計 ※2 Yahoo! BB 光 with フレッツの契約数

(出典) 各社決算資料

26

2-3. その他

27

米国におけるモバイルブロードバンドの推進

米国では、技術中立性とワイヤレス推進が政策の中心

全米ブロードバンド計画（2010.3.16）

Goal No. 1: At least 100 million U.S. homes should have affordable access to actual download speeds of at least 100 megabits per second and actual upload speeds of at least 50 megabits per second.

Goal No. 2: The United States should lead the world in mobile innovation, with the fastest and most extensive wireless networks of any nation.

Goal No. 5: To ensure the safety of the American people, every first responder should have access to a nationwide, wireless, interoperable broadband public safety network.

Recommendation 5.8: The FCC should make 500 megahertz newly available for broadband use within the next 10 years, of which 300 megahertz between 225 MHz and 3.7 GHz should be made newly available for mobile use within five years.

FCCLレポート※（2010.10.21）

Mobile broadband services are experiencing significant growth, driven by consumer demand for mobile data. Industry analysts expect this growth to continue, calling into question the capacity of current mobile networks to keep up. Even with substantial investment, it is likely that mobile data demand will exhaust spectrum resources within the next five years. The National Broadband Plan recommended that new spectrum be made available to enable continued growth of mobile broadband.

オバマ大統領 一般教書演説（2011.1.25）

Within the next five years, we'll make it possible for businesses to deploy the next generation of high-speed wireless coverage to 98 percent of all Americans. This isn't just about faster Internet or fewer dropped calls. It's about connecting every part of America to the digital age.

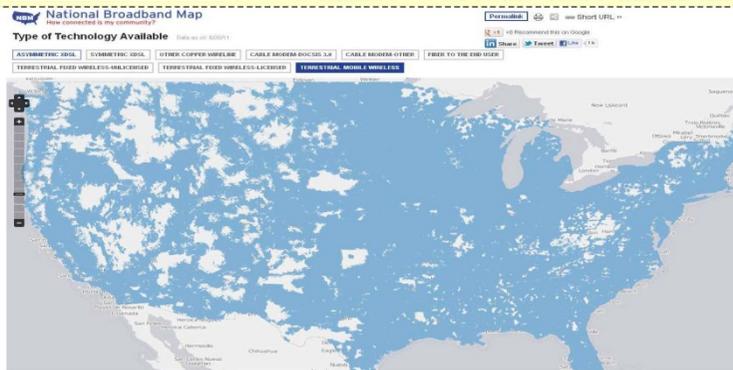
※FCC「MOBILE BROADBAND:THE BENEFITS OF ADDITIONAL SPECTRUM」 28

諸外国におけるブロードバンドマップ（米国）

National Broadband Map（NTIA※）

※National Telecommunications and Information Agency（米国商務省電気通信情報局）

モバイル及び固定ブロードバンドのカバーエリアを速度別、サービス別に表示。人口密度等との相関も分析可能。



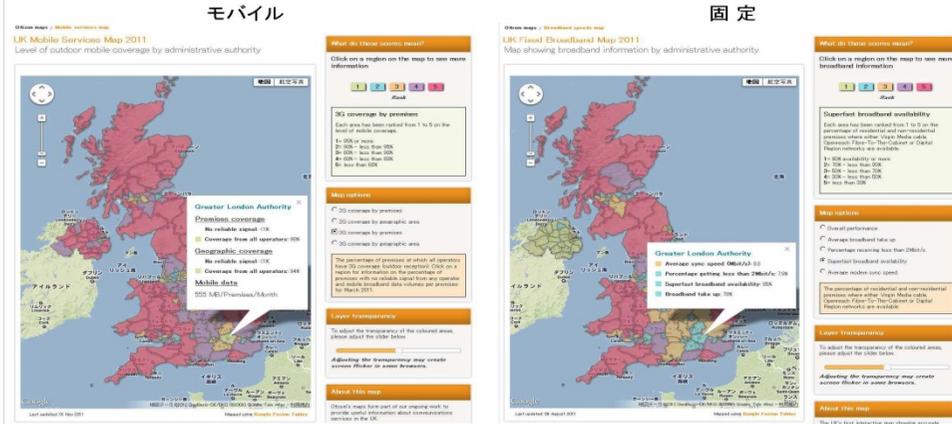
Type of Technology Available
Description: This map displays broadband technologies offered to end users (e.g. DSL, cable, wireless, fiber, etc.)

（出典）National Broadband Map（<http://www.broadbandmap.gov>） 29

諸外国におけるブロードバンドマップ(英国)

Ofcom maps (Ofcom)

地域ごとのモバイル及び固定ブロードバンドの世帯カバー率等を表示。
1世帯ごとの月間モバイルデータ通信量や固定ブロードバンドの平均速度(実測)等のデータも表示。



(出典) Ofcom maps (<http://maps.ofcom.org.uk>) 30

NTTだけが柔軟にサービスを展開できない

	他社	NTT(東西・ドコモ)
固定・携帯の セット割引 (自グループ内)	(例) KDDI : au スマートバリュー※ (2012年3月～) ソフトバンク : スマホBB割※ (2012年3月～5月) ※自グループ以外の提携事業者の場合も割引あり	
固定・携帯の 通話料無料 (自グループ内)	(例) KDDI : au まとめトーク (2008年8月～) ソフトバンク : ホワイトコール24 (2008年6月～)	

(注) 固定・携帯の一括請求
KDDIは、「KDDIまとめて請求」(2005年5月～)、ソフトバンクは「ソフトバンクまとめて請求」(2008年2月～)として実施中。
NTTグループについては、料金請求の効率化等を目的として、NTTファイナンスの請求・回収業務を利用する予定。
(2012年2月報道発表)

参考資料

32

(参考) 高速通信が可能な3. x世代携帯電話

3. 9G (LTE)

NTTドコモ (2010年12月～)

「Xi」(クロッシィ)の特長
Feature

「Xi」(クロッシィ)には、超高速・低遅延・広がるエリアという3つの特長があります。

超高速 ゲームや動画などの大容量コンテンツも、**平常時最大75Mbpsの高速通信**で楽しめる。

低遅延 よりリアルタイムのやりとりへ。低遅延度はFOMAの約4分の1まで短縮。

広がるエリア この秋、主要都市へ広がるXiエリア。今後も続々と拡大予定。



3. 5G (DC-HSDPA)

イー・モバイル (2010年12月～)

Wi-FiルーターNo.1
最大42Mbps
高速モバイルルーター！

DC-HSDPA
42Mbps

Wi-Fiルーター

ソフトバンクモバイル (2011年2月～)

ULTRA SPEED
Wi-Fiルーター

ULTRA WiFi
最大42Mbps
ULTRA SPEED対応
モバイルWi-Fiルーター

2011年7月8日 発売

(出典) 各社ホームページ

33

(参考) モバイルデータ通信のセット販売(NTT東日本)

自宅で光ブロードバンド、外出先でモバイルデータ通信を楽しめる

FLET'S 光 モバイルパック

FLET'S光モバイルパックはNTT東日本が提供する「FLET'S光」(インターネット接続サービス)とプロバイダ等が提供する「プロバイダサービス」「モバイルデータ通信」をセットにしたパックです。



自宅 自宅で光ブロードバンド。

自宅では、FLET'S光のブロードバンド回線で動画も重いデータもサクサク、「FLET'S 光ネクストハイスピードタイプ」なら、**最大200Mbps**の高速インターネットが楽しめます。

外出先 外出先でモバイルデータ通信。

モバイルデータ通信は昼間(2時~20時)定額プランと終日(24時間)定額プランの2種類があり、用途に合わせてご利用いただけます。外出先では、**モバイルデータ通信**でタブレット端末やスマホでも快適にインターネットを楽しめます。

■ モバイルデータ通信 サービスラインナップ

ご利用プラン	モバイルデータ通信サービス	平日最大速度 (ダウンロード)	土日最大速度 (ダウンロード)
終日定額 24時間	d-mobile d-mobile FMC for FLET'S光	100Kbps	100Kbps
	DTT DTT with FLET'S ハイブリッドモバイルプラン	7.8Mbps	5.7Mbps
	OCN OCN 光 with FLET'S モバイル エントリー	1.4Mbps	5.7Mbps
	plala ぷらら光 with FLET'S + ぷららモバイル	1.5Mbps	数百Kbps
	So-net So-net 光 with FLET'S モバイルパック	1.4Mbps	5.7Mbps
平日定額 2時~20時	Globe GLOBE光Neo with FLET'S モバイルパック	1.4Mbps	5.7Mbps
	em EMOBILE光 FLET'S + 量販モバイル	7.8Mbps	5.8Mbps

(出典)NTT東日本ホームページ

34

(NTT持株)

意見2-2 政府や通信事業者だけでなく、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等にまで対象を広げて検証を行うことが必要。

■ ・関係主体の取組みに関する検証にあたっては、通信事業者だけや政府による取組みのみを取り上げるのではなく、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があると考えます。

(NTT西日本)

考え方2-2

■ 本検証において、「ICT利活用の促進に関する取組」の検証については、本検証結果(案)に示しているとおり、直近1年間の法令改正や法令に基づく認可、主要な政策決定・検討等の政府の取組や、これら政府の取組に関連する地方公共団体・電気通信事業者等の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行ったものである。

また、本制度の運用に関するガイドラインにおいて、関係主体の取組について把握・整理する際、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うとしていることを踏まえ、平成23年度の競争評価において、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象として作業を進めていく際に、上位・下位レイヤーの動向を補完的に勘案することについて記載している。

意見2-3 モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体としての評価を行うべき。事業者間取引の調査は不要。また、公共分野をはじめとする全ての分野において定量的な

考え方2-3

<p>目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証することが必要。</p>	
<p>■ 前述のとおり、情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しており、また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。</p> <p>・このように、市場環境・競争環境は大きく変化し、固定市場とモバイル市場の垣根がなくなってきたことから、FTTH市場に限定して各種検証を行うのではなく、モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体としての評価を行うべきであると考えます。</p> <p>・なお、「戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の調査を行っている」とありますが、当社の光ファイバの場合、線路敷設基盤がオープン化され、光ファイバ接続料も低廉化されていることで、事業者がFTTHを利用しやすい環境は整っていることから、事業者間取引の調査は不要と考えます。</p> <p>・ブロードバンドを普及促進していくためには、通信事業者だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカーといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要であり、とりわけ諸外国と比べ遅れていると言われており、医療・教育・行政等の公共の分野での利活用促進が重要であると考えます。</p> <p>・なお、本暫定検証結果(案)において、公共分野における政府によるICT利活用促進についての取り組みが記載されておりますが、いずれも対象を限定した取組みであるなど、部分的な施策に過ぎません。</p> <p>また、こうした政府の取り組みを列挙するような定性的な検証を行っても、これによってどれだけブロードバンドの普及促進が図れているのか否かの成果がわからないことから、公共分野をはじめとする全ての分野において、お客様の利便性の向上やICT利活用の進展について、定量的な目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p>	<p>■ 本検証においては、FTTHのみならず、他の固定系ブロードバンドサービスや、移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行っている。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 事業者間取引については、平成23年度の競争評価において、事業者間取引自体を市場として捉えるのではなく、小売市場としてのFTTH市場の分析に当たっての勘案要素として実施することとしているものであるが、当該取引の状況は、本検証の趣旨に照らして重要と考えられるため、現時点で取りまとめたNTT東西による加入光ファイバ回線の貸出回線数(相互接続)の状況について、本検証結果に記載することとする。</p> <p>■ 利活用の取組については、御指摘のとおり、ブロードバンドの普及促進のために重要であることから、本検証においては、医療・教育・行政等の分野におけるICT利活用の促進に関する取組について整理している。</p> <p>ただし、ICT利活用の促進に関する取組を含む関係主体の取組に関する検証については、あくまでもブロードバンド基盤の整備率及び利用率への影響という観点を重視しつつ、本制度の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行うことが適当である。</p>
<p>意見2-4 本質的評価を導出可能なレベルまで分析の深度を深め、検証結果に反映させるとともに、取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要。また、具体的な指標の中身や採り方についても追加、見直しをすべき。</p>	<p>考え方2-4</p>
<p>■ 本暫定検証結果(案)の内容は、基盤整備率、基盤利用率、契約数、利用料金、接続料等の各種定量的指標と非常に簡易な状況分析に留まっています。従って、前述のとおり、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等、本質的評価を導出可能なレベルまで分析の深度を深め、検証結果に反映させるとともに、分析の結果、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要です。</p>	<p>■ 分析の深度を深めるべき等の御意見については、考え方1-1のとおり。</p> <p>■ FTTH市場における事業者間取引については、平成23年度の競争評価において、事業者間取引自体を市場として捉えるのではな</p>

また、本制度のガイドライン(案)に対する弊社共意見書でも述べたとおり、市場における競争の進展度合いを測るための指標を充実化すべきであることから、以下の項目を具体的指標として評価すべきです。

- ・ FTTH 市場の事業者間取引市場における競争状況
 - 光ファイバ回線の設備ベースシェアと FTTH 小売サービスシェア (ADSL 市場における同種シェアとの比較含む)
 - 光ファイバ回線における自己調達と他者調達の割合 (ADSL 市場との比較含む)
- ・ NTT-NGN におけるオープン化の度合い (PSTN との比較含む)
 - アンバンドルメニューの内容(1 ユーザ単位の接続メニュー有無等)
 - アンバンドルメニューの数
 - 接続料水準

加えて、本暫定検証結果案で示された個別の指標の採り方については、以下の点を追加的に考慮頂くことを要望します。

- ・ 分析の精度を高めるため、市場シェア等各種指標について、過去 5 年程度の期間で定点観測すること
- ・ 加入者回線のシェアについて、契約数に基づく市場シェアと同様に事業者や回線種別(光ファイバ回線、メタル回線等)の内訳を示すこと
- ・ FTTH の利用者料金について、戸建て向けと集合住宅向けで大きな格差がある現状を踏まえ、その分析は集合住宅のみならず戸建て住宅もあわせて行うこと
- ・ 都道府県単位のブロードバンド普及等の検証について、地域毎に競争促進の効果との相関を分析すること。特に、2012 年 3 月 6 日に「情報通信行政・郵政行政審議会接続委員会」の「とりまとめの方向性(案)」において、競争促進策の導入が「非競争地域」に限った適用とすることが適当である』とされた点の妥当性について検証を行うこと

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

く、小売市場としての FTTH 市場の分析に当たっての勘案要素として実施することとしているものであるが、当該取引の状況は、本検証の趣旨に照らして重要と考えられるため、現時点で取りまとめた NTT 東西による加入光ファイバ回線の貸出回線数(相互接続)の状況について、本検証結果に記載することとする。

■ NTT 東西の NGN のオープン化の状況については、ブロードバンド答申を受けて、総務省より NTT 東西に対して報告等を求める指導を本年 2 月に行っているところであり、まずは当該報告等に基づきその対応状況等を確認することが適当であるが、必要に応じ、「関係主体の取組に関する検証」において取り上げることが考えられる。

■ 個別の指標等に関する御意見については、次のとおりである。

- ① 市場シェア等の各種指標については、本制度が制度整備の実施後 3 年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものであることを踏まえ、本制度の運用開始以降の推移を定点観測することが適当であるが、参考値として平成 21 年度末等の数値も記載しているものである。
- ② 加入者回線数のシェアについては、光ファイバ回線及び全回線のシェアについて記載しているところであるが、平成 23 年 3 月末時点において、NTT 東西のシェアがそれぞれ 77.2%、86.3% と高い水準で推移していることを踏まえると、本検証の趣旨に照らせば、現時点において他の事業者の数値を記載する意義は必ずしも高くないものとする。
- ③ FTTH の利用者料金については、集合住宅向けのみならず、戸建て向けのサービスに係る料金も記載しているところである。
- ④ 都道府県単位のブロードバンド普及等の検証については、FTTH 市場に関し、平成 23 年度の競争評価において、都道府県別のデータ等を可能な限り把握すべく調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証 ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

意見	考え方
<p>意見2-5 「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべき。「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべき。</p>	<p>考え方2-5</p>
<p>■ ブロードバンド市場においては、モバイルサービスの高速化が進み、FTTH、CATVインターネットといった固定系だけでなく、3. 9世代携帯電話やWiMAXを含めた熾烈な競争が展開されています。</p> <p>当該市場の競争環境を検証するにあたり、モバイルサービスの高速化による影響は無視できないことから、「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系／モバイル系といった個別の検証に留まらず、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべきと考えます。</p> <p>さらに、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そのため、特に「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 本検証においては、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても検証を行っている。今後、両者の関係についても、可能な限り把握していく予定である。</p> <p>■ 総合的な市場支配力に着目した検証については、本制度の運用に関するガイドラインに示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしており、その際には、同一グループに属する事業者間連携等の市場動向の変化に留意することが考えられる。</p>
<p>意見2-6 「基盤利用率」は、固定系・移動系を大括りに捉えた把握・分析を行うことが必要。また、移動系の「基盤利用率」は、3. 5Gを含めた把握・分析が必要。</p>	<p>考え方2-6</p>
<p>■ ・スマートフォンなど高機能端末の登場以降、ユーザはより利便性の高い端末を選択する一方、ネットワークについては、3. 5GやWiMAX、固定ブロードバンドと連携したWiFi通信を利用シーンに応じて自由に選択するなど、通信手段にとられない使い方が既に広がっています。</p> <p>・こうした状況を踏まえれば、固定系と移動系を別市場として分析・評価するのではなく、両者を大括りに捉えた普及状況の検証が必要であると考えます。</p> <p>・したがって、「暫定検証結果案」における具体的検証において、「基盤利用率」は、固定系と移動系を区分して把握・分析されていますが、ユーザの利用実態を正確に反映した検証を実施するためには、固定系・移動系を大括りに捉えた把握・分析を行う必要があると考えます。</p> <p>・また、同検証結果案において、移動系の「基盤利用率」の把握・分析ではモバイルWiMAXやLTEなど超高速ブロードバンドのみが対象となっていますが、多くのユーザが3. 5Gでインターネットを既に利用している現状を踏まえれば、3. 5Gを含めた把握・分析が必要であ</p>	<p>■ 固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>また、基盤利用率については、契約と地理的領域が必ずしも直結しない移動系ブロードバンドは、事業者において都道府県ごとの契約数の把握が困難であることから、固定系ブロードバンドと分けて記載することが適当である。</p> <p>■ 3. 5世代携帯電話サービスも含めた評価については、本制度においては、同サービスを含めたブロードバンドの普及状況を検証することが適当である。</p>

<p>ると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>ただし、基盤利用率等、同サービスの契約数に基づく数値を算出することについては、事業者より同サービスのみでの正確な契約数を集計することは困難である等の意見がある中で、同サービスの普及状況を踏まえると、携帯電話サービス全般に係る数値とは別個に当該数値を算出する意義は必ずしも高くないものと考えます。</p>
<p>意見2-7 事業者ごとの基盤整備率を把握することが必要。また、基盤利用率については、3. 5G携帯電話を含めたモバイルブロードバンドと固定ブロードバンドを1つの市場として捉えることが実態を踏まえた見方であることを踏まえ、適正な基盤利用率を検証できる方法を検討すべき。</p>	<p>考え方2-7</p>
<p>■ ・ブロードバンド普及状況に関する検証に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>・このためには、事業者毎の基盤整備率を把握し、どの事業者がどの地域にどの程度の基盤整備を行っているかを明確にした上で、基盤整備率に事業者間で差がある場合にはその差が生じている理由についても明らかにしていく必要があると考えます。</p> <p>・また、基盤利用率については、固定系ブロードバンドと移動系ブロードバンドが別々に検証されておりますが、モバイルではすでに固定に比べて4倍ものユーザが既にインターネットへアクセスできる環境にあり、さらに、WiMAX、LTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展していることに加え、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されていることを鑑みれば、モバイルと固定を1つの市場として捉えることが実態を踏まえた見方であると考えます。</p> <p>・この点、暫定検証結果(案)では、ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関して、ブロードバンド基盤の整備率や利用率等の状況が整理されていますが、普及促進対象を固定は世帯、移動は個人として両者を二分した上で、超高速ブロードバンドサービスは下り30Mbps以上のサービスに限定し、スマートフォンでも広く利用されている3. 5世代携帯電話は除外して整備率や利用率が整理されています。その結果、超高速ブロードバンドサービスでは、整備率・利用率ともに固定のみ(FTTH、下り30Mbps以上のCATVインターネット及びFWA)の実績が示されており、実質的に固定ブロードバンドの普及促進状況を検証するものとなっています。</p> <p>・しかしながら、前述のとおり、モバイルと固定を区分して検証することは、市場実態にそぐわないことから、基盤利用率の検証にあたっては、移動系ブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体を対象とし、固定系ブロードバンドと移動系ブロードバンドの両方を利用するユーザもいれば、どちらか一方のみを利用するユーザもいることを踏まえたうえで、適正な基盤利用率を検証できる方法を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p> <p>■ モバイルと固定を一つの市場として捉えること及び3. 5世代携帯電話サービスを含めた評価については、考え方2-6のとおり。</p>

<p>その際、現にユーザは、普及拡大しているスマートフォン等の端末で、LTE(3. 9G携帯電話)ではなく、3. 5G携帯電話でも、特段問題なくパソコン向けウェブサイトや動画コンテンツ等を見ることができることから、3. 5G携帯電話も含めて検証すべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見2-8 ブロードバンド基盤の利用については、「不十分な状況」とする結論が適切。「基盤利用率」の基準値等を設定して分析を行い、次年度以降における利用率向上の施策に繋げることが必要。また、継続的な改善が図られるようなPDCAサイクルの仕組みが必要。</p>	<p>考え方2-8</p>
<p>■ 固定系ブロードバンドサービスの結果として、「ブロードバンド基盤の利用が進んでいる。」と評価されていますが、平成22年度末では40. 7%でしかなく、客観的にみても「不十分な状況」とする結論が適切と考えます。</p> <p>「基盤整備率」「基盤利用率」の検証にあたっては、より明確かつダイレクトにブロードバンドの普及促進に資するような検証プロセスとすることが必要と考えます。そのためには、ブロードバンドの普及実態を数値で把握するだけでなく、「基盤利用率」の基準値等を設定することで、ブロードバンド普及の達成度合い、未達成の場合の要因や課題を明確化して、次年度以降における利用率向上の施策に繋げることが必要と考えます。</p> <p>また、検証結果により、継続的な改善が図られるようなPDCAサイクルの仕組みが必要であると考える。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 本検証結果(案)において、固定系ブロードバンドサービス及び固定系超高速ブロードバンドサービスについて、「ブロードバンド基盤の利用が進んでいる」としているのは、これらサービスの基盤利用率が平成21年度末から平成22年度末にかけて向上していることを踏まえたものである。</p> <p>■ 本制度は、「基本方針」及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものであり、当該包括的な検証においては、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標に照らした基盤整備率及び基盤利用率の達成度合いについての検証を行うことが考えられる。</p> <p>このような毎年度の継続的なチェックとしての本制度の位置付けを踏まえつつ、本制度の運用に関するガイドラインに示しているとおり、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」の結果、包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討するものである。</p>

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証 イ ブロードバンド市場環境に関する検証

意見	考え方
<p>意見2-9 「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべき。「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべき。</p>	<p>考え方2-9</p>
<p>■ ブロードバンド市場においては、モバイルサービスの高速化が進み、FTTH、CATVインタ</p>	<p>■ 考え方2-5のとおり。</p>

<p>一ネットといった固定系だけでなく、3. 9世代携帯電話やWiMAXを含めた熾烈な競争が展開されています。</p> <p>当該市場の競争環境を検証するにあたり、モバイルサービスの高速化による影響は無視できないことから、「基盤利用率」、「市場シェア」、「市場集中度」の定点観測にあたっては、固定系／モバイル系といった個別の検証に留まらず、固定系からモバイル系への移行状況を観測するなど、モバイル系を含めたブロードバンド市場全体で総合的に評価すべきと考えます。</p> <p>さらに、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、国の有限希少な電波を利用するという点において設備のボトルネック性が存在し、顧客規模が固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しているモバイル事業の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。そのため、特に「市場シェア」、「市場集中度」については、モバイル事業者を有する「企業グループ」の総合的な市場支配力に着目した包括的な観測を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見2-10 固定系ブロードバンド及び移動系ブロードバンドを大括りに捉えた検証が必要。また、都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況について把握・分析した上で、参入の有無についても各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めて多角的に分析すべき。</p>	<p>考え方2-10</p>
<p>■ ・ブロードバンド市場環境の検証においては、ユーザの視点や事業者の競争戦略の観点から実態に即して行うことが必要と考えます。</p> <p>・したがって、ユーザが固定や移動といった通信手段を利用シーンに応じて自由に選択していること、事業者による固定通信と移動通信をパッケージで提供する戦略が本格化していることを踏まえれば、FTTHやADSL、CATVなどの固定系ブロードバンド及び移動系ブロードバンドを大括りに捉えた検証が必要であると考えます。</p> <p>・また、ブロードバンド市場においては、都道府県ごとに極めて特色のある競争環境を呈しており、シェアにも大きなバラツキがあります。ブロードバンド市場の競争状況を正確に把握するためには、こうした地理的特性を踏まえた上で、都道府県ごとの市場について把握・分析を行うこと必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>■ 本検証においては、固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行っている。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況については、FTTH市場に関し、平成23年度の競争評価において、都道府県別のデータ等を可能な限り把握すべく調査を行っているところであり、本制度に基づく検証においても、その結果を活用する予定である。</p> <p>■ 各事業者の事業戦略や参入意欲については、公正な競争環境が確保されているか等の市場の状況にも影響を受け得るものであることから、本制度に基づく検証においては、まずは当該市場の状況を客観的に検証することが適当である。</p>

<p>意見2-11 ブロードバンド市場については、固定だけでなくモバイルも含めるとともに、都道府県ごとのブロードバンド市場の競争状況や、ブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て、多角的に競争状況を分析・検証することが必要。CATVは、FTTHと切り分けて考える必要はない。</p>	<p>考え方2-11</p>
<p>■ 情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しており、また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。</p> <p>・このように、市場環境・競争環境は大きく変化し、固定市場とモバイル市場の垣根がなくなってきたことから、まずは、モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体での事業者シェアについて検証したうえで、固定・モバイル別や固定・モバイルそれぞれの中でのサービス別などでの検証を行う等、多角的に検証すべきであると考えます。</p> <p>・なお、事業者は市場性のある地域に限定して参入していることが多いため、その場合、競争の範囲は限定されることから、事業者間の競争状況の検証にあたっては、事業者毎に、全国マクロでのサービスシェアを比較しても、競争の実態を適切に反映したものとはなりません。</p> <p>このため、競争実態を的確に把握するためには、例えば、事業者毎に、参入している市町村単位でサービスシェアを検証し、参入・競争が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析・検証していただく必要であると考えます。</p> <p>・また、そもそも、現在のブロードバンド市場は、前述の通り、固定とモバイルのブロードバンド化だけでなく、プレイヤーの多様化等により、レイヤを跨った競争が進展しているため、市場シェアや市場集中度については、電気通信事業者が提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、こうしたブロードバンドを活用した様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て、実質的に競争が制限されているか等について分析・検証すべきと考えます。</p> <p>CATVも、地上デジタル放送の再送信への対応等のため、同軸、HFCからFTTB等へ設備構成を変化させていることから、光ファイバという物理媒体に着目する場合、FTTHと切り分けて考える必要はありません。なお、KDDI殿は、光サービスを自前設備及び当社の設備利用で推進されるとともに、CATV事業を展開しています。</p> <p style="text-align: right;">(NTT東日本)</p>	<p>■ モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体での事業者シェアについて検証を行うこと、地域ごとにサービスシェアを検証すること、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含めて多角的に分析・検証することについては、考え方2-10のとおり。</p> <p>■ 様々な情報通信サービスとプレイヤーの全体を見て分析・評価すべきとの御意見については、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者を対象として契約数・市場シェア・市場集中度や料金について定点観測することが適当である。</p> <p>■ 競争評価において、FTTH、ADSL及びCATVインターネットをブロードバンド市場として画定していることを踏まえ、「ブロードバンド市場環境に関する検証」のうち、市場シェア及び市場集中度については、これらサービス全体を捉えた指標も併せて記載することとする。</p>
<p>意見2-12 契約数については、「固定ブロードバンド市場全体としては拡大が懸念される」旨の追記を行うべき。市場シェアや市場集中度については、NTTの独占化傾向やFTTHの高い市場集中度を課題として明記すべき。また既存の項目に加え、「FTTHの参入・提供事業者数」を検証項目として追加すべき</p>	<p>考え方2-12</p>

<p>■ (ア) 契約数 「略、超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が進んでいる」と評価されていますが、FTTH・ADSL・CATVをあわせた合計の契約数では、微増に留まっている状態です。本項目の評価としては、この点をふまえ、「固定ブロードバンド市場全体としては拡大が懸念される」旨の追記を行うべきと考えます。</p> <p>(イ) 市場シェア 「NTT東西のシェアが高い水準で推移」と評価されていますが、独占化傾向の懸念は従来指摘されているところでもあり、課題もしくは懸念すべき状況として、明記すべきと考えます。</p> <p>(ウ) 市場集中度 市場集中度においては、FTTHサービスを主体としてみるべきであり、FTTHの高い市場集中度は、NTT東西の独占化傾向と共に、課題もしくは懸念すべき状況として明記すべきと考えます。</p> <p>なお、ブロードバンドの普及促進には、多様な事業者が新規参入することにより、公正な競争環境のもとでのサービス競争促進が必要不可欠なため、「契約数」「市場シェア」「市場集中度」に加えて、「FTTHの参入・提供事業者数」を検証項目として追加すべきと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>■ 御指摘の契約数、市場シェア、市場集中度については、毎年度の継続的なチェックとして位置付けられる本制度に基づく検証を通じてその推移等を観測すべきであり、現時点において、懸念すべき等の評価を行うことは適切ではない。</p> <p>■ 「FTTHの参入・提供事業者数」を検証項目として追加すべきとの御意見については、「ブロードバンド市場環境に関する検証」において、「提供事業者数」の数値を記載することとする。</p>
---	--

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

意 見	考 え 方
<p>意見2-13 禁止行為規制の「差別的取扱いの禁止」等について現状を分析・検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたい。また、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体ををトータルで把握し、その内訳等について分析・検証すべき。</p> <p>■ ・前述のとおり、情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しております。また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。しかしながら、NTT東西やNTTドコモは、現在、禁止行為規制の適用対象となっているため、「差別的取扱いの禁止」の規制により、ある特定の電気通信事業者と提携して、柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあることについて分析・検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えま</p>	<p>考え方2-13</p> <p>■ 禁止行為規制については、本制度の運用に関するガイドラインに示しているとおり、2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行うこととしている。 この包括的な検証に当たっては、御指摘のような利用者利便等を踏まえた分析を行うことが必要となることが考えられるが、この点</p>

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ・また、ユーザはネットワークサービスだけでなく、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスを含め、トータルでサービスを選択しており、更なる基盤利用率の向上を目指していくためには、電気通信事業者が提供するブロードバンドサービスだけを取り上げて、FTTHやADSL等のサービス別に評価するのではなく、ISPやコンテンツ・アプリケーションサービスの利用料、端末等の価格等、情報通信市場全体を見て、ユーザが負担する金額をトータルで把握し、その内訳等について分析・検証すべきと考えます。 <p>(NTT東日本)</p>	<p>を念頭に置きつつ本制度の運用を行っていく予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者料金に関し、情報通信市場全体に渡って検証すべきとの点については、本制度の運用に関するガイドラインに示しており、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。
<p>意見2-14 「利用者料金」については、市場環境に与える影響の大きいキャンペーンやモバイルと固定のセット販売等の割引施策を含めた多角的な検証が必要。</p>	<p>考え方2-14</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「利用者料金」については、約款料金に留まらず、NTT西日本殿「光ぐっと割引」のように、割引対象となる都道府県を限定しつつも市場環境に与える影響が大きいキャンペーンや、モバイル事業者が自社のモバイルサービスと自社グループ等の固定系サービスとセットで提供することによる割引施策等を含めた多角的な検証が必要と考えます。 <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド利用環境に与える影響が大きい割引等についても検証の対象とすることが適当であり、本検証結果(案)においては、「光ぐっと割引」等の割引料金についても記載している。
<p>意見2-15 「利用者料金」の検証においては、移動体通信・コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とすべきであり、また、料金表についても直近の動向を反映した検証を行っていただきたい。</p>	<p>考え方2-15</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「利用者料金」の検証においては、光ファイバ接続料等の規制料金や固定電話・携帯電話のARPU等の電気通信役務の料金のみを対象とせず、利用者がブロードバンドサービスを介して利用する、移動体通信・コンテンツ・アプリケーション等のサービスの料金までも対象とし、情報通信市場全体に渡って総合的な利用者利便の見地から検証すべきであると考えます。 ■ ・なお、暫定検証結果案に記載の料金表は、平成23年3月時点のものとなっておりますが、当社は平成24年1月に低利用者のお客様にも使いやすい料金プランとしてフレッツ 光ライトを提供開始したところであり、同プラン発表後、他社も競合メニューを打ち出すなど、活発な料金戦略が展開されているところであり、そうした直近の動向を反映した検証を行っていただきたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者料金に関し、情報通信市場全体に渡って検証すべきとの意見については、本制度の運用に関するガイドラインに示しており、「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目しつつ検証を行うこととしているものであるが、本制度は電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から検証を行うものであり、あくまでも電気通信事業者の提供するサービスに係る料金について定点観測することが適当である。 ■ 本検証結果(案)における利用者料金については、平成22年度の競争評価において整理したものを使用しているところであるが、御指摘を踏まえ、その旨を記載することとする。 ■ なお、移動体データ通信サービスについては、平成23年度の競争評価において新たに分析・評価の対象として作業を進めていると

	<p>ころであり、今後の本制度に基づく検証においては、当該作業の結果を踏まえ、当該サービスに関する利用者料金も対象とする予定である。</p>
<p>意見2-16 FTTHについては、「事業者間競争による価格競争が不十分」、「利用者料金の更なる低廉化が課題」と評価し追記すべき</p>	<p>考え方2-16</p>
<p>■ FTTHについては、ADSLで経験してきた新規参入事業者がプライスリーダーとなるような価格競争は起っておらず、ADSL並みの低廉化が図られていないことがニーズ拡大の鈍化につながっているものと理解しています。今後、PSTNからIPへのマイグレーションを勧奨しても、利用者料金の低廉化の促進は必要不可欠と考えます。</p> <p>したがって、FTTHについては、「事業者間競争による価格競争が不十分」、「利用者料金の更なる低廉化が課題」と評価し追記すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ FTTHの利用者料金については、本検証結果(案)において示しているとおりに、例えば集合住宅向けサービスの料金はADSLの料金と競争的な水準にあるといえること等を踏まえると、現時点において、事業者間競争による価格競争が不十分である等の評価を行うことは適切ではない。</p>

(2)関係主体の取組に関する検証

意 見	考 え 方
<p>意見2-17 単なるデータの羅列や表面的な評価ではなく、本質的な評価を行うとともに追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要。また、NTT 東西殿によるマイグレーションの取組、機能分離や業務規制緩和等についてもブロードバンド普及促進に与える影響や追加的な措置の必要性という観点から、具体的に分析すべき。</p> <p>■ 本暫定検証結果(案)の内容は、関連法令等の改正や行政・事業者の取組が単に羅列されるに留まっています。前述のとおり、客観的事実等に対する要因分析や課題の整理等、本質的評価を導出可能なレベルまで分析を検証の深度を深め、検証結果に反映させるとともに、分析の結果、仮に各種取組に不足が見出される場合には、追加的施策の提案までをプロセスに組み込むことが必要です。</p> <p>また、本暫定検証結果(案)で示された検証項目の内容に関連して、以下の点を追加的に考慮頂くことを要望します。</p> <p>(1)NTT 東西殿によるマイグレーションの取組</p> <p>上記ガイドライン(案)への意見箇所でも述べたとおり、ブロードバンド普及促進のためには、ボトルネック設備であるアクセス回線や PSTN を有する NTT 東西殿の取組、特に「光の道」構想にとって不可欠なコア網及びアクセス回線の円滑且つ早期の移行が重要です。その意味では、NTT 東西殿が、メタルアクセスについて「2020 年代初頭においては、未だ 1,000 万回線から 2,000 万回線程度残ることが現時点では見込まれます」等の見解を表明したことについて何ら言及・評価がなされていないことは不適當で</p>	<p>考え方2-17</p> <p>■ 本制度は、「基本方針」及びブロードバンド答申を踏まえ、制度整備の実施後3年を目途に行う包括的な検証に資するため、毎年度の継続的なチェックを行う仕組みとして創設するものである。</p> <p>2014年度の本制度に基づく検証に併せて実施する包括的な検証に当たっては、御指摘のような得られた客観的事実等に対する要因等の分析を行うことが必要となることが考えられるが、この点を念頭に置きつつ本制度の運用を行っていく予定である。</p> <p>■ PSTNのマイグレーションの進捗状況については、必要に応じ、「関係主体の取組に関する検証」において取り上げることが考えられるが、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、必要なフォローアップが行われる予定である。</p>

<p>あると考えます。これら直近の NTT 東西殿のマイグレーションの取組状況等に対して、ブロードバンド普及促進に与える影響や追加的な措置の必要性という観点から、具体的な分析を行うべきと考えます。</p> <p>(2)機能分離や業務規制緩和等</p> <p>NTT 東西殿の機能分離や業務範囲規制の緩和の結果について、それぞれ法令等の改正や NTT グループの届出の事実等の列挙にとどまり、本件の実態及び結果分析が一切なされていないことは不相当であると考えます。これら事象がブロードバンド普及促進に与える影響や追加的な措置の必要性という観点から、具体的な分析を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ NTT東西の機能分離や業務範囲規制の緩和については、本制度の運用に関するガイドラインに示しているとおり、「機能分離の運用状況に関する検証」や、「日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証」を行うこととしており、その中で検証を行っていくことが想定される。</p>
--	---

(2)関係主体の取組に関する検証 イ 公正競争環境の整備に関する取組

意見	考え方
<p>意見2-18 モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体としての評価を行うべき。また、事業者間取引の調査は不要。</p> <p>■ ・前述のとおり、情報通信市場においては、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展しており、WiMAXやLTEが商用化されるとともに、スマートフォンの爆発的な普及拡大に伴い、モバイルにおいても超高速ブロードバンド化が急速に進展しており、また、KDDI殿をはじめとして、モバイルと固定ブロードバンドサービスのセットによる割引が展開されております。</p> <p>・このように、市場環境・競争環境は大きく変化し、固定市場とモバイル市場の垣根がなくなってきたことから、FTTH市場に限定して各種検証を行うのではなく、モバイルブロードバンドを含めたブロードバンド市場全体としての評価を行うべきであると考えます。</p> <p>・なお、「戦略的評価として、FTTH市場における事業者間取引の調査を行っている」とありますが、当社の光ファイバの場合、線路敷設基盤がオープン化され、光ファイバ接続料も低廉化されていることで、事業者がFTTHを利用しやすい環境は整っていることから、事業者間取引の調査は不要と考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>考え方2-18</p> <p>■ 本検証においては、FTTHのみならず、他の固定系ブロードバンドサービスや、移動系ブロードバンドサービスについても対象として検証を行っている。</p> <p>ただし、固定・移動を一つの市場として捉えた検証を行うことについては、競争評価においても、将来的な検討の必要性は指摘しつつ、現在はサービス市場について固定・移動を区別した市場画定を行っているところであり、現時点においては別の市場として捉えることが適当である。</p> <p>■ 事業者間取引については、平成23年度の競争評価において、事業者間取引自体を市場として捉えるのではなく、小売市場としてのFTTH市場の分析に当たったの勘案要素として実施することとしているものであるが、当該取引の状況は、本検証の趣旨に照らして重要と考えられるため、現時点で取りまとめたNTT東西による加入光ファイバ回線の貸出回線数(相互接続)の状況について、本検証結果に記載することとする。</p>
<p>意見2-19 分岐単位接続料は、普及状況の進展度合いに応じて再検討可能となるよう選択肢として残すべき。ワイヤレスブロードバンドについて、速やかな周波数割当て、周波数のイコールフットイングの確保の観点からの検証が必要。競争評価も見直しを行うべき。</p>	<p>考え方2-19</p>

■ (ウ)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し

接続委員会の分岐単位接続料の検討では、結果として「配線区画の拡大」と競争事業者が参入していないGC局への「エントリーメニュー」の導入に留まる見込みです。

しかしながら、以下の観点からは、地域的要素に係らずFTTH市場における競争環境は促進されていないと考えます。

- ・ 都市部においても、未だ超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は低い水準にあること。【東京都:54.6%、大阪府:51.6%(平成22年度末)】(※1)
- ・ FTTHの市場シェアはNTT東西殿の独占傾向にあること。【NTT東西殿:74.5%(平成23年9月末)】(※2)
- ・ 固定ブロードバンド市場全体の伸びは鈍化していること【固定ブロードバンド(FTTH+DSL+CATV)純増数、平成22年度:124.2万契約】(※2)

ブロードバンド普及状況に関する検証の中では、FTTHについては、接続料メニュー1つ1つについてマッチアップさせ評価することが必要と考えます。検証結果から、効果が不十分であると明らかになった場合は、速やかに更なる方策について検討を行うべきと考えます。したがって、都市部も含めた複数事業者の参入を促進させるために有効性の高い分岐単位接続料は、普及状況の進展度合いに応じて再検討可能となるよう選択肢として残すべきと考えます。

(※1)ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証(案)

(※2)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成23年度第2四半期(9月末))

(オ)ワイヤレスブロードバンドに関する取組

取組内容として、900MHz帯等3.9世代向け移動通信システム向け周波数の割当てと周波数オークション制度の導入が挙げられていますが、ワイヤレスブロードバンドの早期普及を目指すための鍵として、以下の2つの観点での検証が必要と考えます。

- ・ 速やかな周波数割当て
昨今のトラフィック需要の拡大、LTEに代表される3.9世代の高速化に向けては、新たな周波数帯の活用が喫緊の課題となっているため、普及の停滞を招くことがないよう速やかな周波数割当てが必要
- ・ 周波数のイコールフットイングの確保
同様に高速化が進むワイヤレスブロードバンドでは、周波数が競争力の源泉となるため、当社のような新興事業者にとっては大手3社と同等な競争環境の確保が最低限必要
また、SIMロック解除についても、多様な通信機器・デバイスの拡大、今後通信方式の共通化が見込まれることから、重点要素として推進すべきと考えます。

■ 加入光ファイバの分岐単位接続料設定の適否については、ブロードバンド普及促進の観点から検討を行い、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との本年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正認可の際にこれらを条件として付したところである。

なお、加入光ファイバについては、今後も「第一種指定電気通信設備に関する検証」の中で、指定要件等に関して検証を行うことが想定される。

■ ワイヤレスブロードバンドに関する取組や、競争評価の取組については、今後も「関係主体の取組に関する検証」の中で取り上げていくことを想定しているが、御意見については、今後の参考とさせていただきます。

<p>(キ)競争評価の見直し 競争評価については、引き続き政策方針策定のための重要なツールであると認識しています。 特に、ブロードバンド普及促進の観点では、固定分野に対しては市場の検証を通じた光ファイバ接続料の評価、モバイルに対しては、周波数のイコールフットィングの観点を交えた競争評価を行っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	
---	--

(2)関係主体の取組に関する検証 ウ ICT利活用の促進に関する取組

意 見	考 え 方
<p>意見2-20 関係主体の取組については、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行うことが必要。</p>	<p>考え方2-20</p>
<p>■ ・関係主体の取組に関する検証にあたっては、通信事業者だけや政府による取組のみを取り上げるのではなく、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかについて検証を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本)</p>	<p>■ 考え方2-2のとおり。</p>
<p>意見2-21 公共分野をはじめとする全ての分野において、利便性の向上やICT利活用の進展について、定量的な目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証することが必要。</p>	<p>考え方2-21</p>
<p>■ ・ブロードバンドを普及促進していくためには、通信事業者だけでなく、政府、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP、端末メーカといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要であり、とりわけ諸外国と比べ遅れていると言われており、医療・教育・行政等の公共の分野での利活用促進が重要であると考えます。</p> <p>・なお、本暫定検証結果(案)において、公共分野における政府によるICT利活用促進についての取り組みが記載されておりますが、いずれも対象を限定した取組であるなど、部分的な施策に過ぎません。</p> <p>また、こうした政府の取り組みを列挙するような定性的な検証を行っても、これによってどれだけブロードバンドの普及促進が図れているのか否かの成果がわからないことから、公共分野をはじめとする全ての分野において、お客様の利便性の向上やICT利活用の進展について、定量的な目標を定め、その目標に対する達成率を測るとともに、それらがどのように進展したか包括的に分析・検証する必要があると考えます。</p>	<p>■ 利活用の取組については、御指摘のとおり、ブロードバンドの普及促進のために重要であることから、本検証においては、医療・教育・行政等の分野におけるICT利活用の促進に関する取組について整理している。</p> <p>ただし、ICT利活用の促進に関する取組を含む関係主体の取組に関する検証については、あくまでもブロードバンド基盤の整備率及び利用率への影響という観点を重視しつつ、本制度の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行うことが適当である。</p>

(NTT東日本)	
<p>意見2-22 ICT利活用の阻害要因の究明を行った上で、必要に応じて取り除くといった措置が求められる。また、ICT利活用を阻む制度・規制に対する見直し状況について検証・評価を行うべき。</p>	<p>考え方2-22</p>
<p>■ 現状、超高速ブロードバンドサービスにおける「基盤整備率」が9割を超える中で、同サービスの「基盤利用率」が4割程度に留まっていることから、「ICT利活用の促進」を実行する上で、何らかの阻害要因が生じているものと懸念いたします。ブロードバンド普及促進に向けては「ICT利活用の促進」が急務であることから、阻害要因の究明を行った上で、必要に応じて取り除くといった措置が求められます。</p> <p>今回の「公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果」にある、医療・教育・行政といった関係主体の取組状況についての評価は重要ではありますが、既に、「ICT利活用の促進」に向けては、「ICT利活用を阻む制度・規制の見直しが必要」とされていることから、まずは、ICT利活用を阻む制度・規制に対する見直し状況について検証・評価を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ ICT利活用を阻む規制・制度の見直しについては、本検証結果(案)に示しているとおり、平成23年8月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、計36項目について各府省の今後の取組を明確化した情報通信技術利活用のための規制・制度改革の対処方針を決定しており、今後、同本部においてフォローアップが行われる予定である。</p> <p>「関係主体の取組に関する検証」においては、このような取組についても把握・整理していくことを想定している。</p>
<p>意見2-23 行政・医療・教育等におけるサービスが普及するよう、具体的施策の早急な進展を期待。</p>	<p>考え方2-23</p>
<p>■ ブロードバンドサービスの更なる普及促進のためには、行政・医療・教育等の生活に密着したサービスの推進が必要であり、今般の検証(案)において取組の進展状況について検証がなされた事は、大変評価に値するものと考えます。行政・医療・教育等におけるサービスが普及するよう、具体的施策の早急な進展を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人日本ケーブルテレビ連盟)</p>	<p>■ 基本的に本検証結果(案)に賛同の御意見として承る。</p>